

前漢後半期の古制・故事をめぐる政治展開

好並隆司

序

前近代の中国社会は伝統を重視した上で、漸次的に進歩していくという性質を持つている社会と考えてよいように思われる。その基礎は宗族・家族という血縁を介して結ばれる人間集団であり、その集積が質的転化を内包しつつ国家を形成する。マックス・ウェーバーに拠れば、此を家産国家として概念化している。この国家を運営する管理機関が家産官僚制であり、首長である皇帝がこれを統轄している。しかし、中国の国家は欧洲社会にみられるような合理的官僚制で純化されてしまう、基底にある家・宗族の血縁性に依つて規制を受ける官僚制であった。私見では血縁性を反映する首長が天子と称せられ、合理的な性質を保有する首長が皇帝と称せられて、同一人がその両面を保持していた。そして、官僚的合理性への指向と宗族的血縁性への指向とが矛盾し、競合しながら政治と党派の変転が惹起されていくのである。

漢の高祖から武帝までの期間は血縁・地縁を基礎とする封建的勢力の抑制に力を入れ、異姓諸侯王・同姓諸侯王の力を削減し、中央集権的官僚制の形成に向つて努力している。皇帝権力の成長期と云えよう。武帝は鬼神を好み、神秘的思想傾向を抱いていたが、一方では儒家的官僚を登用して皇帝制度を確立すると共に、「後庭に遊宴」し、宦人を使役して天子としても権力を行使した。君主の有する二重構造の絶頂的均衡がこの時代に実現したとみることができる。官僚制の面でみると、例えば爵位の無かつた公孫弘を丞相に充てた後、列侯位に

就けるという逆転現象は天子の授ける爵より、皇帝の授ける官位の優位性を示しているものと考えられ、官僚重視の制度が出現したことを示す。一方天子としての機能は中国周辺の異民族への統治に發揮された。年来の願望であった匈奴討伐は武帝期において達成されたのである。このように、漢王朝創始より當々と重ねられてきた中央集権国家の形成は武帝に於て達成され、その力量は内政、外政に亘つて發揮された。彼が爲した政策は後の時代に「故事」として典型化され、その趣旨を奉持する官僚を生み出し、他方、それを批判する官僚は「古制」に拠つて自己の主張を実現せんとした。ここに故事・古制はいづれも神聖視された君主によつて行われた政策を伝統として生かすことを意味するが、後者は主として周公によつて行われた政策を指している。これ以外の故事、古制も多いが、政治的意味から云うと比重は相対的に軽い。とりわけ宣帝以降、官僚内部に対立が生じ、いずれか拠るべき理念として、故事、古制が採用され、中央集権的家産国家への指向か、身分制的家産国家へのそれかを定めていく道筋となるのである。故事が政策実施の際の拠るべき根拠となるのは漢代に限らず、降つて唐代までも継続していたようである。唐書芸文志の「乙部史錄其類」中に「六曰、故事類……十曰、刑法類」とあり、前者には「秦漢以来舊事」八卷、「漢武帝故事」一卷、「韋氏三輔舊事」一卷、「建武故事」三卷、「永平故事」一卷とみえ、後者には刑法に関する、「漢建武律令故事」三卷がある。舊唐書經籍志にもほぼ同様の書籍名が挙げられ

ている。舊唐書の「漢武故事」に就いて、通鑑考異では「後人爲之、託班固名、語多誕妄、非固書」とそれが偽書と断じてある。しかし、その正否は書籍が現存しないので判断できないが、少なくとも、かかる「故事」類が総められたのは後世においてもなお有効であつたことが推測できる。舊唐書には「列代故事」四十二家とあるから、故事は中國の伝統的社會において、その占める比重は大きかつたと思われる。

本論では故事と古制の紹介をはじめとして、その役割を通して漢代中期以降の政治史に焦点を置いて検討することにしたい。

◇故事一覧

*冠名故事		卷数	備考
冠名	故事		
1	孝文時故事	漢書卷12	妾皆帰家得嫁。
2	武帝故事	漢書卷25下	天の祭祀。
3	元鼎時故事	漢書卷25下	宜薦見宗廟。
4	武帝故事	漢書卷59	近臣と遊宴。
5	武帝故事	漢書卷64下	王褒、故事を習学。
6	鄭吉故事	漢書卷70	列侯、封千戸。
7	武帝故事	漢書卷72	宮室、車服の制。
8	韓福故事	漢書卷72	徳行者に歲時、羊酒、衣衾。
9	立膠東王故事	漢書卷82	數問尚書。
10	薛侯故事	漢書卷83	郡国守相、高第は中二千石に任す。
11	它相故事	漢書卷83	天子親臨。
12	周公故事	漢書卷84	王莽、居摄。
13	武帝故事	漢書卷84	上欲遵此。
14	武帝故事	漢書卷86	宣帝これに従う。
15	三公故事	漢書卷93	大司馬冊文、禪讓の文意。

*故事		故事情報	卷数	備考
故事情報	故事情報			
11	10	故事	漢書卷31	抵桺陽、司馬欣以故事。
故事	故事	故事	漢書卷36	張猛自殺、劉向頌八篇、古事を興す。
9	8	故事	漢書卷51	故事所以難者也。
故事	故事	故事	漢書卷51	東方朔、媒祝の爲、賦を作る。
7	6	故事	漢書卷58	至丞相封、自弘始也。
故事	故事	故事	漢書卷60	王風、法度を建てず、故事に従う。
5	4	故事	漢書卷60	太后以爲故事。
故事	故事	故事	漢書卷68	帝、崩じ、近臣園郎に充つ。
3	2	故事	漢書卷68	外人求封幸依國家故事。
故事	故事	故事	漢書卷68	烏孫の攻撃は数日耳。
1	1	故事	漢書卷72	取女過度、大臣循故事之罪。

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	
故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	故事	
漢書卷97下	漢書卷96下	漢書卷94下	漢書卷94下	漢書卷93	漢書卷93	漢書卷92	漢書卷89	漢書卷88	漢書卷85	漢書卷84	漢書卷83	漢書卷83	漢書卷83	漢書卷83	漢書卷83	漢書卷81	漢書卷81	漢書卷81	漢書卷80	漢書卷79	漢書卷79	漢書卷78	漢書卷74	漢書卷74	漢書卷74	漢書卷74	漢書卷74	
外家遺賜。	使者に牛羊穀等、給す。	税を求む。	先帝大行を奉送し、故事を曉習。	弘恭明習法令故事。	西曹以故事、適之。	各達其時之英俊。	上常夜入廟、待明入、自此始。	惡吏以故事、多廢抵罪。	尚書希下章爲煩擾百姓。	病、賜告。谷永、即時免。	方進自殺、礼賜他相故事に異る。	郡國守相、高第爲中二千石。	居部九歲、舉爲守相。	封丞相、不滿千戶。	大司馬冠号、故事の如し。	孔光尚書となり、故事、品式を觀る。	孔尚書令となり、法度を守り、故事を修む。	大司馬冠号、故事の如し。	諸侯王獲罪京師。	賜告得帰。	令と故事を捨て、不敬の法に従う。	良、礼不備故事、史高持故事。	公府不案吏、自吉始。	良、礼不備故事、史高持故事。	魏相、漢の故事、便宜を觀る。	古今異制、方今の務は故事奏行耳。	故事詔書凡二三事を奏す。	上書二封。

◇古制一覧

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	古 制	卷 数	備 考	*古制	45	44	43	42	41	40
古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古制	古之制	漢書卷27上	諸侯王連城數十、違古制度。	「官僚制」不同於古。	唐六典	故事	漢書卷97下	作屏風、故事無有。		
漢書卷93	漢書卷89	漢書卷83	漢書卷83	漢書卷78	漢書卷75	漢書卷48	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	漢書卷25下	辺県備敵、伍家爲伍。	少陽事与異。	嫁娶、葬祭、儀品。	聘皇后黃金二萬斤。	漢書卷99上	漢書卷97下	以特牛祠大父母。			
用宦者非古制。	大臣引退、寛大於古制。	罷刺史、置州牧、應古制。	置州牧應古制。	遵奉旧制、置三公官。	遵奉旧制、置三公官。	勸古制、史高独持故事。	用宦者非旧制。	祭天地、雲陽、汾陰違古制。	以大牢祠。	賜衣服、如故事。	聘皇后黃金二萬斤。	漢、建武律令故事。	漢書卷97下	作屏風、故事無有。													

23	聖制	漢書卷99中	壞聖制、廢井田。
21	古制	漢書卷99上	安漢公益戸疇爵邑、上忘古制、下準行事。
20	古制	漢書卷99上	安漢公国未称古制。
22	古制	漢書卷99上	猪崇宮室、令如古制。及其禍、成同共讎之、忘合古制。

1 故事の紹介

A、冠名故事

故事に固有名詞を冠して、後に「故事」化した事柄の当初の行爲者を指示している。その内で数が多いのは専制的権力者の武帝と対照的に徳治を以て伝承される周公の二人である。次いで武帝の政策を継いだ霍光の行爲が故事として残った。その他のケースは单一の名が冠され、鄭吉・韓福・薛侯・三公・許后・漢家・薄昭・成王と竟寧以前という年号の冠せられた、計九例である。まずこの九例を取りあげる。

はじめに鄭吉故事については漢書卷七十に「漢封日逐王爲帰德侯、吉既破車師……以西北道、故號都護、都護之置自吉始焉……封吉爲安遠侯、食邑千戸、吉於是中西域而立莫府……始自張騫而成於鄭吉」とあり、同卷九十六上、西域伝には「以西使者鄭吉迎之、既至漢、封日逐王爲帰德侯、吉爲安遠侯、是年神爵三年也、乃因使吉并護北道、故號曰都護、都護之起自吉置矣、僮僕都尉由此罷」とほぼ同様の記事がみえる。前の史料では安遠侯に封ぜられた鄭吉が食邑千戸を賜与されており、後の史料では日逐王先賢擣の封戸はみえないが、同卷十七、功臣表第五によると、帰德靖侯に就き、二千二百五十戸を賜与されているので、列侯の封千戸は適用されていない。鄭吉のこの故事は漢書卷八十三、朱博伝に、

以博代光爲丞相、封陽鄉侯食邑二千戸、博上書讓曰、故事封丞相不滿千戸而独臣過制、誠慙懼、願還千戸、上許焉。

とあって、故事を援用して二千戸の内、千戸を返還している。

次に韓福故事に就いては漢書卷七十二、兩興伝に「大夫其修身守道、以終高年賜帛及行道舍宿、歲時羊酒衣衾、皆如韓福故事」とあるのがそれである。これを踏襲したのは「王莽秉政、勝与漢俱乞骸骨、自昭帝時涿郡韓福以德行、徵至京師、賜策書束帛、遣帰」（同前）とある。

興勝と琅邪の邴漢が辞職した際、嘗て昭帝代の韓福の例に倣つたケースである。昭帝紀を参照すると、元鳳元年三月の條に「賜郡國所選有行義者涿郡韓福等五人、帛、人五十匹遣帰、詔曰、朕閔勞以官職之事、其務修孝弟以教鄉里、令郡縣、常以正月賜羊酒、有不幸者賜衣被一襲、祠以中牢」（同卷七）とあり、正しい行いをし、孝悌の道を尽した韓福ら五人に羊酒・衣服を与えた事例が故事となつたのである。右の文中の「官職之事」について、鄧展の註には「閔哀韓福等不忍勞役以官職之事」とあるのを参考にすれば、韓福らは郡国の推薦によるので「三老掌教化」（同十九上、百官志）を併せると恐らく、郷三老の官職にあつた者であろう。

さて、膠東王故事は漢書卷八十二、史丹伝に「數問尚書、以景帝時立膠東王故事」とあるのがそれである。同伝に依ると「竟寧元年、上寢疾、傳昭儀及定陶王常在左右、而皇后太子希得進見、上疾稍侵憲、忽忽不平」とある文の続きに、先の文章がある。そして、後文に、「是時、太子長舅陽平侯王鳳爲衛尉侍中、與皇后、太子皆憂不知所出、……丹……、涕泣曰、皇太子以適長立、積十餘年……天子素仁不忍見丹涕泣、言又切至、上意大感……」とも記される。これは元帝が寵愛した傅昭儀と定陶王を後繼に擬した際、武帝擁立の経緯を尚書に調査させたというものである。後文は皇太子を推す史丹の歎願を容れた條りになつていて、この故事の源となる武帝即位については漢書卷六、武帝紀に「景帝中子也、母曰王美人、年四歲立爲膠東王、七歲皇太子、

母爲皇后」とあり、王先謙の註に「史素隱云、景十三王傳、廣川王以上皆是武帝兄、自河間王德以至廣川、凡有八人、則帝第九也」とあって、帝は九番目であった。元帝は嫡子でない帝の擁立理由を訊ね、定陶王即位の條件を探つたものと思われる。

次いで薛侯故事について漢書卷八十三、薛宣伝に「府辯訟例、不滿萬錢、不為移書、後皆遵用薛侯故事、然官屬譏其煩碎無大体、不稱賢也」とある。その沈欽韓の註に、「潛夫論愛日篇、郡縣既加冤枉、州司不治、遠詣公府、公府不能昭察眞偽、則但欲罷以久困之資、故猥說一科令、此注百日乃為移書、其不滿百日、輒更造數、甚違召伯棠之義、又云公府不能察、而苟欲以錢刀課之、則貧弱少貸者終無以眩旬滿析、豪富饒錢者、客使往可盈千日非徒百也、觀王氏所論、則知公府理訟例納錢貨、又須百日乃傳訟決遣也、納錢者亦周官鈞金束矢之遺意、而其弊至於小民無告、沿及東京、猶循其故、宣之相業可鄙矣」とあって、これに依ると、郡県において無実の罪の場合、州司もそれを治められず、一件を遠く中央政府まで送る。しかし、其処ではその眞偽を判断できず、訴訟する側も長い期間の費用の負担に堪えられず、訴えを罷めるということになつてしまつ。そこで科令を作り、まずこの件を百日間止め置いて、訴状を移すが、百日にも満たないものはその日まで止め置く。また別の公府が判断できなくて、錢で処理する場合がある。それでは貧弱な者は日数をかけても充分な結果が得られない。一方、豪富な者は客を雇つて代行し、百日どころか千日でも訴訟が可能である。王氏の所論を見ると、公府理訟例では錢貨を納めているし、百日間で決定を得られる。納錢は周官鈞金束矢の遺意に外ならず、其の弊害は小民無告を招く。遙か昔から今までその故事を継承してきた。その害を除くため、薛宣は一萬錢に達しない訴訟は州司から公府への移送を止め、在地において判決するように改めた。これが薛侯故事となつた。しかし、在地の評判は余り良くなかったと伝えていく。

三公故事は漢書卷九十三、董賢伝に「賢父恭……欲与結婚姻、閔爲

賢弟……寬信求咸女爲婦、咸惶恐不敢當、私謂閔曰、董公爲大司馬、冊文言允執其中、此迺堯舜之文、非三公故事、長老見者莫不心懼、此豈家人子所能堪邪」とあり、董賢が大司馬に就位した際の文章が定式を外れ、堯が舜に禅讓する文言があった。これを見た者は心中、懼れを抱いたという。この文章の逸脱は帝が賢に禅讓の意志を示した事態と照応しているのであろう。

許后故事は漢書卷九十七上、孝宣霍皇后的條に、「及霍后立、亦修許后故事」とあり、「初許后起微賤、登至尊日淺、從官車服甚節儉、五日一朝、皇太后於長樂宮親奉案上食、以婦道共養」(同前)とある。許后は節儉に務め、霍后も一旦、許后故事を習つたものの、「皇后畢駕侍從甚盛、賞賜官屬以千萬計、與許后時縣絕矣」とみえ、故事の守られなかつたことを記す。

漢家故事は漢書卷九十七上の孝昭上官皇后的條に「以臣父子在朝而有椒房之重、成之在於足下、漢家故事常以列侯尚主、足下何憂不封侯乎。外人喜言於長主」とあるもので、天子たる漢家は列侯に対し、自らの親族を降嫁するのが慣例であった。この方法は漢初に始まるようで、漢書卷四十、周勃の伝に「曰、以公主爲証、公主者孝文帝女也、勃太子勝之尚之」とあって、既に前漢、文帝代にそれが実施されている。漢書卷十六の功臣表によると右、勝之は「孝文十二年侯、勝之嗣、六年有罪免」とあって、文帝代、絳武侯位を勃から受け継いでいる。又、同卷四十一に夏侯嬰の曾孫の頗は「尚平陽公主……及曾孫頗尚主、主隨外家姓、號孫公主、故滕公子孫更爲孫氏」とある。降嫁した公主は列侯に嫁すると外家の姓を名乗るようになつていて、妻敬伝でみると、「呂后泣曰、妾唯以一太子一女、奈何棄之匈奴、上竟不能遣長公主、而取家人子爲公主、妻单于」とあるように单于を列侯に準じ、漢家故事をそこに適用して降嫁させるのが慣例となつた。更に卷五十二、竇嬰伝でみると、「諸外家爲列侯、列侯多尚公主、皆不欲就國」とあって、列侯尚主した場合、封地に赴くのを忌避したという。

竟寧以前故事は同卷九十七、外戚伝に「迺壬寅日、大長秋受詔、椒房儀法、御服與駕所發諸官署、及所造作、遣賜外家群臣妾、皆如竟寧以前故事、妾伏自念、入椒房以來、遣賜外家未嘗踰故事、每輒決上、可覆問也、今誠時世異制、長短相補、不出漢制而已、織微之間未必可同、若竟寧前與黃龍前豈相放哉……又詔書言衣服御所造皆如竟寧前、吏誠不能揆其意、即且令妾被服、所爲不得不如前（師古曰、詔書本云、奢儉之制如竟寧耳、而吏乃謂衣服處置一一如之也）設妾欲作某屏風張於某所、曰故事無有、或不能得、則必繩妾以詔書矣（師古曰、言或有所求、吏不肯備、因云詔書不許也）、此二事誠不可行、唯陛下省察、官吏伎倆、必欲自勝（師古曰、官吏奄人爲皇后吏也、伎堅也……）……又故事以特牛祠大父母、載侯、敬侯皆得蒙恩、以太牢祠、今當率如故事、唯陛下哀之……、今但損車駕及母若未央宮有所發遣、賜衣服如故事則可矣……其餘誠太迫急、柰何妾薄命、端遇竟寧前（師古曰……言不得以他時爲比例而正依竟寧前也）竟寧前於今世而比之豈可耶。（師古曰、言今時國家制度衆事比竟寧前不肯皆同也）故時酒肉有所賜外家、輒上表乃決（……言雖酒肉微物不能私賜予）……唯陛下深察焉、上於是采劉向、谷永之言以報曰、皇帝問皇后所言事聞之……審皇后欲從其奢與、朕亦當法孝武皇帝也、如此則甘泉、建章可復興矣、世俗歲殊、時變日化、遭事制宜、因時而移舊之非者何可放焉：日蝕言事者頗歸咎鳳矣、而谷永等遂著之許氏、許氏自知爲鳳所不佑、久之皇后寵亦益衰……許后坐廢……」とみえる。ここでは許皇后が竟寧以前の節約の習慣を「時世異制、長短相補」乃ち時世が違ってきた理由を挙げ、許皇后が御服、輿馬等の充実を求めているのである。これに対して、谷永らが上奏して、その要求を斥けた事情が右に記されている。この背景には王鳳が帝に「專委任」されている政治状況が伏在しており、元帝以来、大司馬車騎將軍であった后父の許嘉と微妙な関係にあつたことは杜欽の「説鳳曰、車騎將軍至貴、將軍宜尊重之、敬之無失其意、蓋輕細微眇之漸、必生乖忤之患、不可不慎」（漢書卷九十七下）との発

言から推測できる。許皇后の要求は「又數有災異、劉向、谷永等皆陳其咎、在於後宮、上然其言、於是省減椒房掖庭用度」（同前）とあるよう、劉向、谷永らの災異論によつて斥けられてしまう。

薄昭故事に就いては漢書卷九十八、元后伝に、「初成都侯商嘗病欲避暑、從上借明光宮、後又穿長安城、引內澧水、注第中……上幸商第、見穿城引水、意恨内銜之、未言、後微行……又見園中土山漸台、似類白虎殿、於是上怒以譖車騎將軍音、商、根兄弟、欲自黥劓、謝太后、上聞之大怒……是日詔尚書奏文帝時、誅將軍薄昭故事、車騎將軍音藉藁謂罪、商、立、根皆負斧質謝、上不忍誅、然後得已」とあって、王氏兄弟等の勝手な行爲に対し將軍を罰する場合の故事として薄昭の事件を参考にしたと記す。乃ち昔、文帝の母を代より都に迎えたが、その時に車騎將軍の薄昭が護衛し、軼侯に封ぜられた。十年に「冬……將軍薄昭死」とあり、鄭氏の註に「昭殺漢使者、文帝不忍加誅、使公卿從之飲酒、欲令自引分、昭不肯使群臣喪服往哭之、乃自殺、有罪故言死」とあり、この如淳の註では「一説昭与文帝博不勝、當飲酒、侍郎酌爲昭、少一侍郎謹呵之、時此郎下沐、昭使人殺之、是以文帝使自殺」とあり、又、「鄭說是也」と顏師古は註している。このように大夫以上の身分の官僚は刑に代つて自殺の形をとるのが薄昭の件以来、定まった。

大將軍故事は漢書卷九十八、元后伝に「商薨、弔贈如大將軍故事」とみえるが、この大將軍とは霍光のことである。彼の死に当つて「上及太后親臨光喪、太中大夫任宣与侍御史五人、持節護喪事、中二千石治莫府冢、上賜金錢縷絮繡被百領、衣五十箇、璧珠璣玉衣、梓宮便房黃腸、題湊各一具、東園溫明、皆如乘輿制度、載光尸柩以轎轎車、黃屋左纛、發材官輕車、北軍五校士、軍陳至茂陵、以送其葬、謚曰、宣成侯、發三河卒、穿復土起冢祠堂置園邑三百家、長丞奉守如旧法」という喪儀をとり行なつたのが故事として定式化した。

成王故事は漢書卷九十八、元后伝に「平帝崩無子、莽徵宣帝玄孫、

選最小者広戚侯子劉嬰年一歳、託以ト相爲最吉、迺風公卿奏請立娶爲孺子、令宰衡安漢公、莽踐祚居攝、如周公傳成王故事、大后不以爲可、力不能禁、於是莽遂爲摄生帝、改之称制焉」とある。周の二代目の成王は武帝の弟、管叔、蔡叔らが叛乱したため、周公を摄政に任じて、その叛乱を平定したという歴史的経緯がある。孺子を成王に見立て、王莽は自らを周王に擬したのであろう。

B 故事

一・漢書卷三十一、項籍伝に「梁嘗有株陽逮、請斬獄掾曹咎等、抵株陽史司馬欣、以故事皆已」とある。項梁が株陽の獄に繋がれたとき、斬の獄掾の曹咎に依頼して、株陽史の司馬欣に書を致した。欣は梁とかねて閑わりがあつたので、釈放されたといふのであろう。文尾の「以故事皆已」に就いて、王先慎の註では「皆已」の皆は下文に就くので誤衍であり、史記では「得已」とあるといふ。故事はここでは古くから閑わりがあるといふ意味で原義に近い。

二・漢書卷三十六の劉更生伝に「顯誣譖猛、令自殺於公車、更生傷之、乃著疾謫摘要救危及世頌、凡八篇、依興古事、悼已及同類」と張猛らが宦人石顯に因つて自殺せしめられたことについて「古事を復興し」て宦人政治を批判した。ここで古事は礼に基づく政策を意味しよう。

三・漢書卷五十一、鄒陽伝に「昔秦始皇有伏怒於太后、群臣諫而死者以十数、得茅焦爲廓大義、始皇非能說其言也、迺自強從之耳、茅焦亦庶脫死如毛釐耳、故事所以難者也、今子欲安之乎」とあり、始皇の怒りに対し、諫言した茅焦の言説を故事としている。

四・漢書卷五十一、枚乘伝には「武帝春秋二十九迺得皇子、群臣喜、枚皋与東方朔作皇太子生賦、及立皇子祿祝、受詔所爲皆不從故事、重皇子也」とあり、師古註には「礼月令祀於高祿求子之神也、武帝晚得太子喜而立此祿祠、而令皋作祭祀之文也」とあって、武帝は晩年に太子

子を得、非常に喜んで故事になかった祝いの賦を東方朔らに作らせたのである。

五・漢書卷五十八、公孫弘に「先是、漢常以列侯爲丞相、唯弘無爵、丞相弘爲平津侯、其後以爲故事、至丞相封自弘始也」とあり、從来、無爵で丞相に就位した例はなく、列侯爵がその前提であつた。公孫弘の場合は破格の扱いで無爵から直ちに丞相位に就いた。これが故事となつたが、この処置は官位体系が爵位体系を凌駕したことを示すであろう。

六・漢書卷六十、杜欽傳に「唯將軍信臣子之願、念閑雎之思、逮委政之隆、及び始初清明、爲漢家建無窮之基。誠難以忽不可以避、鳳不能自立法度循故事而已」とあり、師古註には「委政之隆言天子委鳳政事、權寵隆盛也、始初清明、天子新即位宜立法制」とある。王鳳は天子より政治を委任されたのだから、天子即位の際、新たな法制を建てるべきなのに、鳳は故事に拠る政治を行つただと杜欽は鳳を批判する。鳳は別に王章からも批判されて「日蝕、京兆尹王章上封事、求見果言鳳專權、蔽主之過、宜廢勿用、以應天變、於是天子感寤、召見章與議、欲退鳳、鳳甚愛懼、欽令鳳上疏謝罪、乞骸骨、文指甚哀、太后涕泣爲不食、上少而親倚鳳、亦不忍廢、復起鳳就位、鳳心懾稱病篤、欲遂退、欽復說之曰、將軍深悼、輔政十年、麥異不已、故乞骸骨、帰咎於身……非主上所以待將軍、非將軍所以報主上也……鳳復起視事、上令尚書効奏京兆尹章、章死詔獄」とあるとおり、引退さへも決心していた。この際、杜欽は鳳の復帰に支持を与えていた。鳳の「故事に依る政治」は礼制に反する保守的意味を持つていたと思われる。

八・漢書卷六十八、金安上傳に「元帝崩、故事近臣皆隨陵爲園郎」とあり、又同卷五十七下、司馬相如伝に「相如拜爲孝文園令」とあって園令が存在するから、当然その下に園郎は存在したであろう。右の史料の中の故事とは帝の近臣であつた者は君主の死去に伴い、園郎に充てるのが慣例であったということである。既に先秦時期には近臣の殉

死があつたが、右の隨陵の措置は武帝代からであるうか。

九、同前 霍光伝に列侯でないと尚公主はできないのが故事である。

十、漢書卷七十、陳湯傳に「湯知烏孫瓦合不能久攻、故事不過數日、因對曰、已解矣。詔指計其日、日不出五日、當有吉語聞、居四日、軍書到言已解、大將軍鳳奏……」とあつて、烏孫の兵は团结力がないので、長い期間攻めてくることはなく、故事によれば大概、数日を越えないといふのである。この故事は外征の盛んな武帝期でのケースであろう。

十一、漢書卷七十二、貢禹傳に「武帝時又多取好女、至数千人、以填後宮……昭帝幼弱、霍光專事不知礼……又皆以後宮女置於園陵、大失礼……又未必稱武帝意也。昭帝晏駕、光復行之、至孝宣皇帝時……群臣亦隨故事甚可痛也、故使天下承化、取女皆大過度……是以內多怨女、外多眩夫……其過自上生、皆在大臣循故事之罪也」とあつて、武帝以来、多くの婦女を取り後宮や園陵に配置することが故事となつて、昭、宣帝代に到つたことが記されている。大臣群臣がこれを継いで変更しようとしたことを貢禹は批判している。

十二、漢書卷七十四、魏相傳に「又故事諸上書者皆一封、署其一曰副、領尚書者先發副封、所言不善屏去、不奏。相復因許伯白去副封、以防雍蔽、宣帝善之」とあるが、その意味は霍氏が尚書の職を管理して、上奏に都合の悪い内容を副封によつて知り、それを廃棄するのを専政の基としていた。それを改め副封を廃止しようと/or>するものである。上書二通は何時から始まつたかは史料による検証は困難であるが、私見では尚書が政務を掌る武帝期からかと推測する。

十三、十五、十と同卷に「相明易經、有師法、好觀漢故事及便宜章、奏（師古曰、既觀國家故事、又觀前人所奏便宜之章也）、以爲古今異制、方今務在奉行故事而已、數條漢興以來、國家便宜行事、及賢臣賈誼、晁錯、董仲舒等所言奏請施行之……臣相不能悉陳、昧死奏故事、詔書凡二十三事」とあり、宣帝代に魏相が漢の国家故事と便宜之章を

参照して上奏したものである。そして当今は故事を遵守することが必要だと云つてゐる。そして便宜の章を併用してゐる。伝統的な処理事例と情況によつて変化運用する事例とが、右史料に示されてゐる。魏相は宣帝の霸道すなわち武帝故事を援用することが天子の意に沿うことと考えてゐることになる。

十六、又、同卷に「代魏相爲丞相……上寬大好礼讓、掾史有罪、臧不称職、輒予長休告、終無案驗、客或謂吉曰、君侯爲漢相、姦吏成其私、然無所懲艾、吉曰、夫以三公之府有案吏之名、吾竊陋焉。後人代吉以爲故事、不案吏自吉始。於官屬、掾史務掩過揚善……」とある。何焯の註では「因以爲故事、則姦吏遂無所懲矣。丙公當宣帝之朝、方練群臣核名實、不妨時、有寛舍可否相濟耳」とある。乃ち三公の府では「吏を案ぜず」ということが丞相丙吉によつて実践された。これが丙公故事として後に伝えられたわけである。

十七、漢書卷七十八、蕭望之傳に「後丞相司直蘇林、奏侍中謁者良使丞制詔望之。望之再拜、已良与望之言、望之不起。因故下手。而謂御史曰、良礼不備故事」とあり、侍中謁者の良が故事に基く礼を行わなかつたと望之が云つ。この点に就いて、蘇林は註して「伏地而言也」とし、補註で王文彬は「蘇注嘗在曰下、下手以手至地也、蓋良先未下手、望之因不起而故自下其手、以礼不備、責良。」と手を下げることの先後が故事に依らないのを望之が指摘し良を責めたというのである。

十八、十九、漢書卷七十九、馮野王傳に「又一千石病、賜告得帰、有故事、不得去郡、亡著令（如淳曰、律施行、無不得去郡之文也）傳曰、賞疑從予、所以廣恩勸功也（師古曰、疑當賞不當罰、則與之、疑輕重則從輕）今釈令与故事、而假不敬之法（師古曰、釋廢棄也、假謂假託法律、而致其罪）甚違闕疑從去之意、即以二千石守千里之地、任兵馬之重、不宜去郡、將以制刑爲後法者、則野王之罪在未制令前也

「……鳳不聽」とある。郡太守が病を得て帰郷の許可を得るさい、著令には去郡する是非の規定はない。今法令と故事とを無視して不敬の法に仮託するのは良くない。二千石は千里の地を治め兵馬の任をもつて、郡を去るべきではなかろう。ただ野王の帰郷の場合は制令以前であると弁明したが、王鳳は聴き入れなかつたというのである。故事では帰郷禁止は存在しない。

二十、漢書卷八十、宣元六王傳に「故事諸侯王獲罪京師、罪惡輕重、縱不伏誅、必蒙遷削貶黜之罪（師古曰、故事者言旧制如此也）未有但已者也、今聖主赦王之罪、又憐王失計忘本……」とある。この件は淮陽憲王欽の外祖母の舅、張博の娘の京房が石顯と争うなかで「房漏泄省中語、博兄弟註誤諸侯王、誹謗政治」で淮陽王に罪が及ばんとした際、故事を以て、誅殺ではなく、削貶が諸侯王に対する罰則の故事であるといふ。

二十一、漢書卷八十一、孔光傳に「光以高第爲尚書、觀故事品式數歲、明習漢制及法令、上甚信任之、転爲僕射尚書令」とあり、成帝代の尚書台には故事・品式の記録が保存されていたので、尚書は之を参照して政務を行なつていた。品式とは規則の意であり、従つてまず慣行を学び、次いで制度、法令に及んだということで、実際に運用されている拠り所の故事・品式が重視されている。

二十二、同卷に「數年遷諸吏光祿勳復領尚書諸吏給事中如故、凡典枢機十餘年、守法度修故事、上有所問拋經法、以心所安、而對不希指、苟合（師古曰、希指、希望天子之旨意也）如或不從不敢強諫爭、以是久而安……」とあり、法度と故事とを併用しながら政務を進めたことが知られる。

二十三、漢書卷八十三、朱博傳に「至武帝寵太尉、始置大司馬、以冠將軍之號、非有印綬、官屬也、及成帝時：哀帝從之：以陽安侯丁明爲大司馬衛將軍置官屬、大司馬冠號如故事」とあり、哀帝期、大司馬に將軍號を冠したのは武帝の時の故事に倣うものであった。たゞ武帝代

と異なり、將軍の下に官属を配置しているのが違つてゐる。

二十四、同卷に「漢家……立置郡縣、部刺史奉使、典州督察郡國、吏民安寧、故事居部九歲、舉爲守相、其有異材功效著者、輒登擢秩卑而賞厚……」とあつて部刺史の留任九年が故事であり、州牧に変更された制度をもの如く刺史として、成果のあつた者を抜擢するようにな博が上奏している。

二十五、同卷、朱博傳に「博上書讓曰、故事封丞相不滿千戶而獨臣過制、誠懲懼、願還千戶、上許焉」とある。同卷十八の外戚恩澤侯表によると、武帝期「以丞相詔所褒侯、三百七十三戶」（平津獻侯公孫弘が最初にみえ、次いで「以丞相侯八百戶、以遺詔益封凡千六百戶」とあるのを始め「以丞相侯子譚与大將軍光定策益封、坐法削戶五百、定六百八戶」（宜春敬侯王訢）「以丞相侯七百戶、与大司馬大將軍光定策益封、子忠、凡五千五百四十七戶」（安平敬侯陽敞）「以丞相侯、前爲御史大夫与大將軍光定策益封、凡七百戶」（陽平節侯蔡義）は昭帝代。

「以丞相侯七百一十一戶」（扶陽節侯韋賢）「以丞相侯八百一十三戶」（高平憲侯魏相）「以丞相侯六百戶」（建成定侯黃霸）「以丞相侯六十戶」（西平安侯于定國）が宣帝期。元帝期は一例のみで「以丞相侯六百四十七戶」（樂安侯匡衡）。成帝期では「以丞相侯六百一十七戶、益戶四百」（安昌節侯張禹）「以丞相侯千九十戶」（高陽侯薛宣）「以丞相侯千戶、哀帝即位、益子宣五百戶」（高陵共侯翟方進）「以大司空侯、戶」（博山簡烈侯孔光）。哀帝代に「以丞相侯二千五十戶、上書以故事不過千戶、還千五十戶」（揚鄉侯朱博）「以丞相侯千六十八戶」（新甫侯王嘉）「以大司空侯二千七十四戶」（長平頃侯彭宣）とあるように、封が千戸を越えたので、朱博からは減戸の奏請があつた。その後の時期では千戸限定が守られず「以大司空侯二千戸」（扶平侯王崇）の例が平帝代にみられる。既に成帝代、益戸の形で千戸を越えたケースが生れ、哀帝代になつて故事の拘束が外されてきたことがわかる。朱博

の千戸遵守は武帝以来の伝統を継ぐものに外ならない。

二十六 同じく漢書卷八十三、朱博傳に「故事選郡国守相高第、爲中二千石、選中二千石、爲御史大夫、任職者丞相、位次有序、所以尊聖德、重國相也……今中二千石未更御史大夫而爲丞相、權輕非所以重國政也、臣愚以爲大司空官可罷、復置御史大夫、遵奉舊制……哀帝從之……」とあり、故事では郡国守相の内の高第なる者を中二千石に身分を与え、この中から御史大夫を選び、それで成績をあげた者を丞相としていた。それが今は御史大夫を経ずに丞相となつてゐる者もいて、相の権威が落ちており現在の人事は国政を軽からしめるものと朱博は云い、大司空をもとの御史大夫に戻し、武帝故事に従うよう主張している。百官志の御史大夫の條に臣瓊が注記して、「曰茂陵書御史大夫秩中二千石」とある所から中二千石=御史大夫というのは武帝故事を指す。そして中二千石は「自太常至執金吾、秩皆中二千石」とあって、百官表の順序からみると、太常、光祿勳、衛尉、太僕、廷尉、大鴻臚、宗正、大司農、少府、執金吾の諸官が中二千石に当る。御史大夫を経ず丞相に就いたケースの初現は成帝期からで、建始四年、右將軍から王商が、河平四年に諸吏散騎光祿大夫の張禹が、永始二年に執金吾翟方進が、綏和二年左將軍孔光がそれぞれ中二千石から御史大夫を経ずに丞相に就任している。成、哀代の期間において朱博はかかる現状を批判している。

二十七 漢書卷八十四、翟方進傳に「方進即日自殺、上秘之、遣九卿冊、贈以丞相高陵侯印綬、賜乘輿祕器、少府供張柱檻、皆衣素、天子親臨、弔者數至、礼賜異於它相故事」(師古曰、漢舊儀云、丞相有疾、皇帝法駕親至問疾、從西門入、即薨、移居第中、車駕往弔贈棺、棺斂具賜錢、葬地、葬日公卿以下會葬焉……)とある。顏註には丞相の病死から死去までの対応の定式を示しているが、翟方進のケースはそれとは違っていたので、它相故事に依らぬと本文で記している。

二十八 漢書卷八十五、谷永傳に「爲大司農、歲餘永病、三月有司奏

請免、故事公卿病輒賜告、至永獨即時免」(周寿昌曰、此即近世因病勒休之例)とあり、公卿が罹病の際は賜告、休暇を貰うのが故事であるが、永の場合、即時免職で、故事と異なると云つてゐる。

二十九 漢書卷八十六、王嘉傳に「案嘉本以相等爲罪……有詔假謁者節召丞相、詣廷尉、詔獄使者既到府、掾史涕泣共和藥進嘉、嘉不肯服、主簿曰、將相不對理陳冤相踵、以爲故事(師古曰、踵由躡也、先謙曰、自周勃繁獄、賈誼以爲言、文帝自此待大臣有節、將相有罪、皆自殺不受刑、然景帝時、周亞夫、武帝時、公孫賀、劉屈慤猶下獄死、相踵爲故事、言其槩也……言大臣縱有冤不對獄而自陳)君侯宜引決。……丞相豈兒女子邪、何謂咀棄而死……上聞嘉生自詣吏、大怒、使將軍以下与五二千石雜治、吏詰問嘉、嘉對曰、案事者思得實、竊見相等前治東平王獄、不以雲爲不當死、欲閔公卿示重慎……繁獄二十余日不食、歐血而死」とあり、將相が罪を犯したとき、王先謙の注するとおり、文帝景、武二代では下獄死のケースがあるとも云つてゐる。

同巻に「孝宣皇帝愛其良民吏、有章効事、留中會赦老解。故事、尚書希下草、爲煩擾百姓、証驗繫治或死獄中、章文必有敢告之字迺下、(師古曰、所以丁寧告者之辭、絕其相誣也、先謙曰、胡注此乃妨其誣告)唯陛下留神於抑質諭善、忘過容恕、臣子勿責以備……嘉因薦儒者公孫光、滿昌及能吏蕭咸、辟修等皆故二千石有名、稱天子納而用之」とあり、尚書は勅書の出納だけでなく、独自に章文を下す権限があった。この始まりは尚書に権限が生れた宣帝期かと推測できる。

三十 漢書卷八十八、梁丘賀伝に「於是召賀筮之、有兵謀不吉、上選使有司侍祠、是時翟氏外孫代郡太守任宣坐謀反誅、宣子章爲公車丞、亡在渭城界中、夜玄服入廟居郎間、執戟立廟門待上至、欲爲逆、發覺伏誅、故事上常夜入廟、其後待明而入、自此始也」とあり、宣帝期のこの時点まで廟祭には天子は暗い内に入廟するのが故事であったが、暗殺者の出現で以後、明るくなつて入ることとなつた。

三十一・漢書卷八十九、朱邑傳に「昔陳平雖賢、須魏倩而後進、韓信雖奇賴爾公而後信、故事各達其時之英俊、若必伊尹、呂望而後薦之、則此人不因足下而進矣」とある。英才が出世するのは誰か有力者の推挙があつたとして、これを故事と見なしている。

三十二・漢書卷九十、酷吏傳に「豪惡吏伏匿而善吏不能爲治、以故事多廢抵罪」（尹賛伝）とあり、顏師古の注によれば、「曰、以職事多廢、故至於坐罪也」とあつて、武帝代、豪惡の吏が多く罪に坐したことを故事としている。

三十三・漢書卷九十二、陳遵傳に「又、日出醉歸、曹事數廢、西曹以故事適之（師古曰、案舊法令而罰之也）」侍曹輒詣寺舍、白遵曰、陳卿今日以某事適、遵曰、滿百乃相聞、故事有百適者斥、滿百西曹白請斥、大司徒馬宮大儒優士又重遵、謂西曹此人大度士、柰何以小文責之、迺舉遵能治三輔劇县」とあり、前者の故事の用法は顏注によると、旧法令の内容として使用され、後者の故事は件数が百に達しない間は上奏せず、百罰ある者は斥けられ、百に満ちた時は西曹が斥けることを上奏するという。ここに故事は百罰に依つて斥ける内容のものを指している。

三十四・漢書卷九十三、石頭傳に「恭明習法令、故事、善爲請奏、能稱其職」とあって、法律と同時に慣習法たる故事を習得することに務めたという。弘恭、石頭は天子の手足として政務を掌り、武帝以来の專制主義を故事に因つて貫いたと思われる。

三十五・同卷、董賢傳に「哀帝崩、謝太后曰、新都侯莽、前以大司馬奉送先帝大行、曉習故事、吾令莽佐君、賢頓首幸甚」とあつて、王莽は成帝の大行を奉送したので、それに関わる故事を熟知しているので、哀帝の大行を彼に任せている。

三十六・漢書卷九十四下に「河平元年單于遣右臯林王伊邪莫演、言欲如故事、受其降」（王念孫曰、漢紀孝成紀或作咸、案下文、谷永、杜

欽以爲不如勿受是、議者皆言、宜受其降、惟永、欽不可也）とあるので、單于降伏は武帝時の方式を故事として受諾するよう多くの官人が議したとある。

同卷に又、「單于未發、會病、復遣使願朝明年、故事單于朝從名王以下及從者二百餘人」とある。これは單于來朝の際に名王以下從者を二百餘人とする慣例があつたことを示している。

三十七・同卷に「漢既班四條、後護烏桓使者告烏桓民、毋得復与匈奴皮布稅、匈奴以故事遣使者貲烏桓稅：匈奴使怒收烏桓酋豪、縛到懸之……」とある。この文の前に「會西域諸國王斬以示之、迺造設四條、中國人亡入匈奴者、烏孫亡降匈奴者、西域諸國佩中國印綬、降匈奴者皆不得受、遣中郎將王駿、王昌、副校尉甄阜、王尋使匈奴、班四條與單于、雜函封。付單于、令奉行因收故、宣帝所爲約束封函還、時莽奏……」とあるので、先の文の故事とは宣帝の時代の約束の四條と思われる。

三十八・漢書卷九十六下、西域傳の車師後城長國條に「左將戶泥支謀曰、聞甄公爲西域太伯當出、故事給使者牛羊穀交導譯……」とあつて使者には牛羊や通訳等を給するのが故事という。

三十九・漢書卷九十七下、外戚傳に「王鳳爲大司馬大將軍與嘉並杜欽以爲故事、后父重於帝舅、乃說鳳曰、……至貴：將軍宜尊重之、敬之、無失其意……」とあり、ここでの故事は皇后の父が帝舅より重い身分ということであるが、何時の頃に定められたか管見の限りでは確定できない。

四十・同卷、許皇后傳に「又詔書云、服御所造皆如竟寧前、吏誠不能揆其意、即且令妾被服、所爲不得不如前、設妾欲作某屏風、張於某所、曰故事無有、或不能得則必繩妾以詔書矣、此二事誠不可行、唯陛下省察」とあって、衣服の制度は元帝代に檢約を旨とした内容であった。

これが故事となつて成帝代も踏襲され、屏風の設置も故事にないとの認定で行われなかつた。

四十一・四十三・同卷に「又故事以特牛祠大父母、戴侯、敬侯皆得蒙

恩、以太牢祠、今當率如故事、其萌芽所以約制妾者、恐失人理、今但損車駕及母若未央宮有所發、遣賜衣服如故事則可矣、其餘誠太迫急、柰何妾薄命。端遇竟寧前、竟寧前於今世而比之豈可耶」とあつて、竟寧以前の制の変更を求めている。

四十四、漢書卷九十九上に「有司奏故事、聘皇后黃金一萬斤（沈欽韓曰、漢官儀皇帝聘皇后黃金萬斤、後書梁皇后紀、依孝惠皇后故事、聘黃金二萬斤、案宋書禮志、尚書朱整議、漢高后制、聘后黃金二百斤馬十二匹、夫人金五十斤馬四匹、宋志所徵是也、王莽、梁冀之世盈廷、讀謾何所不至乎）爲錢二萬萬、莽深辭讓受四千萬……」とあつて、前漢の孝惠皇后の例が故事として傳承されていたとある。

2 古制の紹介

五〇六、漢書卷二十五下、郊祀志に「今行常幸長安、郊見皇天、反北之泰陰、祠后土、反東之少陽、事与古制殊」とある。都の南北郊において天地を祀るのを古制とする。同志に「昔者、周文武郊於豐鄗、成王郊於雒邑、由此觀之、天隨王者所居而變之、可見也」と匡衡らが云うており、古制の源は周の文・武・成の三王にある。又、同卷に「亦以高祖配不歲事天、皆未應古制、建始元年徙甘泉泰畤、河東后土於長安南北郊」とある。

七、同卷に「今議者五十八人、其五十人言、當徙之義、皆著於經傳、同於上世、便於吏民、八人不案經芸、考古制而以爲不宜無法之議……」とあるのは都に祠を移す説が五十人で八人が反対であったが、後者は古制を知らぬ者と批判しているのである。

八、同卷に「元帝好儒、貢禹、匡衡等相繼爲公卿、禹建言、漢家宗廟祭祀多不應古礼。上是其言」とある。これは天地の祭祀だけでなく宗廟の祀についても古礼に合致しないと、その改正を求めるものであ

る。

右、五〇八までは郊祀志の祭祀にかかる古制を抜き出している。五は建始元年に泰畤徙后土を長安の南北に移したのは古制に依るものとする。六は皇天、后土が存する場所が古制と異なるとの指摘があり、七は五十人が祠を移すことを経傳に基いて主張する。八は祭祀体系が古礼に応じていないので、その変更提言である。

九、同卷二十七下に「帝分齊地、立悼惠王庶子六人皆爲王、賈誼、晁錯諫以爲違古制、恐爲亂、至景帝三年……」は庶子を皆、王とするのは古制に違うと賈誼らが批判している。嫡子相続を守らぬことが古制に違うことであろう。

十、漢書卷四十八、賈誼傳に「天下初定、制度疏闊、諸侯王僭儻、地過古制」とあつて、周代の封建と異なり、諸侯が強大過ぎるを云い、これが古制を超過していると賈誼はみているのである。漢書卷十四、諸侯王表に「皇子始立者、大國不過十餘城」とあるのが目安になる。

十一、漢書卷七十五、翼奉傳に「上復延問以得失、奉以爲祭天地於雲陽、汾陰。及諸寢廟不以親疏迭毀、皆煩費違古制」とあり、天地の祭祀は別として、寢廟を親疏に従つて順次、廢棄する二点が古制と異なつて礼制に反するという。

十二、十三、漢書卷七十八、蕭望之傳に「左右四人同心謀議、勸道上以古制、多所欲匡正、上甚鄉納之。初宣帝不甚從儒術、任用法律、而中書宦官、久典枢機、與（史）高爲表裏論議、常獨持故事不從望之等……望之以爲中書政本、自武帝游宴後庭、故用宦者非國舊制、又違古不近刑人之義……」とあり、望之、劉更生らが古制に異なるものを修正するよう求めた。しかし宦人や史高らは故事を持て、その意見に反対した。そこで宦人を國の古制でないとして正面から対立した。

十四、十六、漢書卷八十三、朱博傳に「臣請罷刺史、更置州牧以應古制、奏可。及博奏復御史大夫官」とある。この臣は翟方進であるが、「哀帝遂改丞相爲大司徒、復置大司空、大司馬焉。初何武爲大司空、

又与丞相方進共奏言、古選諸侯賢者以爲州伯…今部刺史居牧伯之位、秉一州之統…春秋之義用貴治賤不以卑臨尊、刺史位下大夫而臨二千石、輕重不相準失位次之序、臣請…」とあるのが右文の前段にある。翟方進、何武らは古制に拠り、朱博は故事に拠つて対抗的立場にあつた。

十七、漢書卷八十九、聖遷傳に「昌邑王…古制寛大、臣有隱退、今去不得陽狂恐知…故相宜極諫爭、王即位二十七日、卒以淫亂廢」とあり、古制の場合、大臣の隠退は寛大に扱われたが、現在はそうでないと云つてゐる。

十八、漢書卷九十三、石顯傳に「武帝游宴後庭、故用宦者非古制也、宜罷中書宦官、應古不近刑人、元帝不聽…大与頭忤…」とあり、蕭望之が古制に非ざる宦人を攻撃した。

十九、漢書卷九十九上、王莽傳に「莽有定國家、安漢家之大功…益戸疇爵邑、上應古制、下準行事、以順天心」とあり、上が古制に、下が行事に適應すると莽の功績を述べている。王先謙の註によれば、古制は周公の故事であり、行方が故事であると述べている。周公の故事を原理として、具体的には武帝の故事を行おうというのが王莽政治の真意である。

二十、同巻に「安漢公未称古制、事下有司、皆白古者天子封后父、百里導而不臣以重宗廟、孝之至也…益封莽滿百里」とある。安漢公国は古制に循つていなかつたので、古制に因つて新野の田二萬五千六百頃を封じたといふ。

二十一、漢書卷九十九上に「父子兄弟負籠荷鍤、馳之南陽、豬崇宮室、令如古制及崇社、宜如墓社、以賜諸侯、用永監戒、願下四輔公卿大夫議、以明好惡視四方、於是莽大說」とある。宮室を古制により作り、社は湯王の社の如くする。

二十二、同巻に「莽白太后下詔曰、惟嘉父子兄弟、雖孚崇有屬、不敢阿私、或見萌芽、相率告之、及其禍成、同共讐之、應合古制、忠孝著

焉…」とあつて、血縁を中心に私的利益を計らず、それが萌芽すれば互に告奸し、禍は共同で之に対応する、というような共同体を構成す

ることが求められている。
二十三、同巻九十九中に「秦爲無道、厚賦稅、以自供奉、罷民力以極、欲壞聖制、廢井田、是以兼併起…」と周代の聖制を秦が破壊したと述べている。

3 武帝廟祭祀の評価とその存廃

西漢会要によると宣帝が初即位の際、武帝の功績を宣揚して「不能尽宜、而廟樂未稱、朕甚悼焉」として当令、武帝廟の扱いが充分でない旨の意志を帝は詔によつて示している。この意見に対しても廷中の臣等で譏し、「皆曰、宜如詔書」と同意した。武帝の後の昭帝代は先代の政策全体を改変する時期に当つていたから、宣帝即位時、武帝の評価は必しも高いものではなかつたと思われる。ただ宣帝は「王霸を雜えて統治する」方針を提起して、儒家的発想の王道と並んで、廟道の評価をも行つたので、武帝の功績を改めて高く評価したのである。祭祀の面からみると、漢書卷二十五下の郊祀志に「宣帝即位、由武帝正統興、故立三年、尊孝武廟爲世宗…」とあって、永世不毀の世宗廟と定め、又「有司遂請尊孝武帝廟爲世宗…武帝巡狩所幸郡国凡四十有九、皆立廟、如高祖、太宗焉」（漢書卷八十八、夏侯勝）と郡国廟を武帝の巡狩地に立てた。ただ長信少府の位にあつた夏侯勝だけが、その意見に反対する。すなわち「武帝雖有攘四夷、廣土作境之功、然多殺士衆、竭民财力、奢泰亡度、天下虛耗、百姓流離、物故者半、蝗蟲大起、赤地数千里、或人民相食、蓄積至今未復、亡德決於民、不宜爲廟樂」とある武帝の行為が民に害を与えた故の反対である。つづけて「公卿共難勝曰、此詔書也、勝曰、詔書不可用也、人臣之誼、宜直言正論、

非苟阿意順旨、譏已出口、雖死不悔」とあって詔書とは云え行うべからずとした。そこで「於是、丞相義、御史大夫廣明効奏、勝非議詔書、毀先帝不道、及丞相長史黃霸、阿縱勝不舉劾、俱下獄、有司逐請尊孝武帝廟爲世宗廟、奏盛德文始五行之舞、天子世世獻納、以明盛德……」とあるとおり、丞相がこれを効奏し、その長史黃霸も勝に同調したとみなされて、これ又獄に投ぜられた。黃霸については漢書卷八十九の循吏傳に「守丞相長史坐公卿大議廷中、知長信少府夏侯勝非議詔書、大不敬、羈阿縱不舉劾、皆下廷尉、繫獄當死、霸因從勝尚書、獄中再喻、冬積三歲迺出……勝出、後爲諫大夫令、左馮翊宋曉舉霸賢良、勝又口薦霸於上、上擢霸爲楊州刺史……」(漢書卷八十九、循吏)とある。この武帝廟祀について宣帝は王道に立つ人々の意見をこの時は斥けている。武帝廟は太祖、太宗廟と共に永世不毀の廟とされた。このことは成帝代、劉歆が右三廟を宣帝の意志に順うものと云つてゐることから証される。同傳によると、「然孝宣皇帝猶復廣立穀梁春秋、梁立易、大小夏侯尚書、義雖相反、猶並置之」と述べているように宣帝は反する学説を並立したと云い、夏侯尚書と穀梁春秋、即ち霸道と王道の学を共存させ、双方の系列から人材を登用した。黄霸もかくして復權するのである。

元帝期になつて貢禹は「古は天子七廟なので惠、景帝廟は廢棄すべきであり、郡國廟も古礼に合しないので斥毀すべし」と述べてゐる。天子はこの意見を善しとしたが、未だ実施しない内に禹は死去した。永光四年になり、韋玄成ら七十人の上奏で、懸案の「郡國廟は修復せず」との意見が決定的となつた。関連して昭靈后、武哀王、昭哀后、衛思后、戾太子、戾后の各廟を罷めることも同時に決められた。そして又、韋玄成ら四十四人の上奏に「禮、王者始受命、諸侯始封之君、皆爲太祖以下五廟而迭毀……」とあつて天子五廟の説を提起した。この五廟、七廟に就いては王鳴盛によると、周王朝では七廟であり、礼記王制篇によると「祫祭者天子七廟、三昭三穆与太祖之廟而七」とあり、

「…与未毀之主、皆合食於太祖。父爲昭、子爲穆、孫復爲昭、古之正禮也」という。又、鄭玄の註を引いて「唐虞五廟、親廟四与始祖五。禹四廟至子孫五、殷五廟至子孫六、周六廟至子孫七、故七廟、独周制爲然」と時代の降るに順い、五、六、七廟と一廟づつ増加したと解する。韋玄成では「以后稷始封、文王、武王受命而王、是以三廟不毀、与親廟四而七」とあって始祖と受命の王の併せ三廟は毀つことなく、これに親廟四を加え、周代は七廟であると述べる。そして「非有后稷始封、文武受命之功者、皆當親盡而毀」とあって、三廟を除く親廟の四は親が尽きた場合、順次廢棄するのである。また「臣愚以爲高帝受命、定天下、宜爲帝者太祖之廟世々不毀、承後屬盡者宜毀、今宗廟異處、昭穆不序、宜入就太廟廟而序、昭穆如禮、太上皇、孝惠、孝文、孝景廟、皆親尽宜毀、皇考廟親未尽如故」と云い、太祖廟は不毀のもとのとした後、昭穆は礼の如く定め、太上皇、惠、文、景のそれは廢廟するよう述べている。続いて許嘉等二十九人の云うには、孝文皇帝は功績大なるため、太宗廟として認め、廷尉尹忠は孝武皇帝の功績が大きないので世宗廟とし、諫大夫尹更始は皇考廟の廢棄を上奏した。それから約一年後、詔が下された。すなわち、「蓋聞…存親廟四、親親之至恩也、高皇帝…功莫大焉…孝文皇帝、德莫盛焉、高皇帝爲漢太祖、孝文皇帝爲太宗…孝宣皇帝爲孝昭皇帝後於義一體、孝景皇帝廟及孝廟皆親盡、其正禮儀」と。韋玄成では更に詳細に「祖宗之廟世々不毀、繼祖以下五廟而迭毀、今高皇帝爲太祖、孝文皇帝爲太宗、孝景皇帝爲昭、孝武皇帝爲穆、孝昭皇帝與孝宣皇帝俱爲昭。皇考廟親未尽、太上、孝惠廟皆親尽宜毀、太上廟主宜瘞園、孝惠皇帝爲穆主、遷於太祖廟瘞園、皆無復修、奏可」とある。ここでは五廟を古礼として、その適用が正しいとしている。そして武帝廟が穆に当るものとなつてゐる。所でこの廟制推進の中心者である韋玄成が死去し丞相に匡衡が就任した。そのときに「上寝疾夢、祖宗遣罷郡國廟、上少弟楚孝王亦夢焉」とあるよう、廟の廢棄によつて祖宗が帝及び楚王を夢で譴責したとあ

り、ために、丞相は「罪盡在臣衡等、當受其咎…上疾連年、遂盡復諸所罷寢廟園、皆修祀如故」と廟祀を復活した。そして、「初上定迭毀禮、獨尊孝文廟爲太宗、而孝武廟親未尽、故未毀、上於是迺復申明之曰、孝宣皇帝尊孝武廟曰世宗、損益之禮不敢有與焉。他皆如舊制、唯郡國廟遂廢云」と武帝廟は親の尽きない時、毀さないのは無論のこととし、改めて、宣帝が述べた世宗廟は維持することになった。ただここで郡国廟の場合は廃止されたことが特記される事態である。

元帝が崩じて成帝初、匡衡は上奏して次のように云う。先帝は病がちで、ために罷めた廟祀を復活させたが、その措置によつても福が到来しなかつたので、惠、景廟、太上皇寝園などの祠祀を尽く止めた。

一体、廟祀論議については「呂后の時に臣下の擅議を禁じ、著令によりそれを犯した者は棄市」というよう厳しく禁ぜられていたが、これが元帝代解除され、成帝代では廟の論議が盛となつた。所が帝嗣がなかつたため、河平元年に太上皇廟を復祠し、そこに昭靈后、武哀王、昭哀后を併祠した。但し、始祖と后妃など嗣子に效能ある祀に限定されていたので、全面復帰ではない。

哀帝代では即位時に丞相孔光、大司空何武らの上奏を承け、永光五年に制書によつて、高祖が太祖、文帝が太宗として永代祭祀が決められ、建昭五年の制書によつて、武帝が世宗として認定された。しかし、光祿勳彭宣、詹事滿昌、博士左咸ら五十三人の上奏があり、それによつて五廟説が強調され、それ以外は順次、親尽きるに従つて廃棄することを求めた。「後雖有質君、不得与祖宗並列」とし「孝武皇帝雖有功烈、親盡宜毀」とあるよう彭宣らは武帝を世宗として認めない。その主張の基準は功績の顯賞でなく、「親」の移行にある。これに反対したのは太僕王舜、中壘校尉劉歆であつて、「高帝建大業爲太祖、孝文皇帝德至厚也、爲文太宗、孝武皇帝功至著也」爲武世宗。此孝宣帝所以發德音也」と述べ、礼記王制、春秋穀梁を引いて「七者其正法數、可常數者也、宗不在此數中、宗變也、苟有功德則宗之、不可預爲設數

4 古制、故事をめぐる政争

古制と故事の対立の始まりは宣帝期で「神爵元年正月、上始幸甘泉、郊見泰畤：修故事」（郊祀志）と宣帝自身、故事に依る祭祀を行ない、又「宣帝頗修武帝故事」（漢書卷七十一 王吉）とあるように霸道的政策を基軸に政治を自ら執ることを実施した。只、「今丞相：又諸儒生多貧人子：大将軍常饋、今陛下好与諸儒生語」（漢書卷六十八 翁光）と他方で宣帝は儒家を尊重して古制に興味を示してもいる。所謂

：高皇帝廟宜爲太祖之廟、孝文皇帝廟宜爲太宗之廟」と太祖、太宗を不毀の廟と定め、「以七廟言之、孝武皇帝未宜毀、以所宗言之、則不可謂無功德。礼記祀典曰、夫聖王之制祀也、功施於民則祀之、以勞定國則祀之、能救大災則祀之、竊觀孝武皇帝功德皆兼而有焉、凡在異姓猶將特祀之、況于先祖、或說天子五廟無見文。又說中宗、高宗者宗其道、而毀其廟、名与實異、非尊德貴功之意也：迭毀之礼自有常法、無殊功異德、固以親疏相推及至祖宗之序、多少之数、經傳無明文。至尊至重、難以疑文虛說定也、孝宣皇帝拳公卿之議、用衆儒之謀、既以爲世宗之廟建之、萬世宣布天下。臣愚以爲孝武皇帝功烈、如彼孝宣皇帝崇立之如此、不宜毀。上覽其議而從之、制曰、太僕舜、中壘校尉歆議可」と述べて七廟説をとり、宣帝の定めた武帝＝世宗廟を萬世不毀とする旨を上奏して可決された。このように対立する五廟説と七廟説は具体的に武帝廟の永世不毀か否かに焦点が置かれている。親の尽きた場合、武帝廟も廃棄すべしとする彭宣ら五十三名の一派と七廟説を探り、武帝廟を世宗廟として、永世不毀とする王舜、劉歆らの一派とが対立しているのである。武帝の評価は君主專制の政治に関わっており、武帝を世宗とするのは現皇帝を霸道政治の路線に乗せることを意味し、王道政治を一面抑制する意図を示している。

「王霸と雜えて統治する」宣帝の二元的思考の現れである。帝の考えはまず儒家を用いて霍氏の專權を抑制する所に主眼があり、その制禦の結果、帝の親政を故事に処して行おうとする企図があつたと推測できる。

霍光の死去と共に霍氏一族が政権を失い、帝の親政に移行するが、その際「初宣帝不甚從儒術、任用法律、中書宦官用事、中書令弘恭、石顯、久典枢機：亦与車騎將軍高爲表裏論議、常獨持故事、不從望之等」（漢書卷七十八 蕭望之）とあるように儒家的官僚を使わず、宦官と外戚を親政の補助として利用した。儒家で著名な蕭望之は「左右四人同心謀議、勸道上以古制、多所欲匡正、上甚鄉納之」（同前）とあるとおり、古制に拠つて故事派の宦人と対決するのであるが、既に別稿に記したように、この政争は蕭望之らの敗北に終つた。そして宣帝は宦人の勝利を概ね傍観していたと評価してよからう。「王霸雜えて」に内包された矛盾は霸道の勝利に帰結した。

同じく元帝代に登場した貢禹上奏では「群臣亦隨故事、甚可痛也：皆在大臣循故事之罪也、唯陛下深察古道……」と當時、大臣、群臣が旧来の故事に追従していることを歎き、古道（古制）を理解するよう求めている。

元帝は定陶王を繼嗣と考え、石顯もそれを支持していたが、史丹らの諫言によつて皇太子が成帝として即位した。ために石顯ら宦人は失脚し、帝の外戚王鳳が大司馬大將軍領尚書事として專權を振うことになる。この王鳳は「法度を立てず、故事に従う」（漢書卷六十 杜欽）とあるように、「故事」による政治を行つたといふ。彼の批判者王商は「竊見丞相商作威作福、從外制中、取必於上……」（漢書卷八十二 王商）とあつて、當時外朝の頂点にいた。従つて儒家系官僚を統轄しているから「古制」を執つて政治を行おうとしていた。同様、鳳の批判を行つた王章は「與御史中丞陳咸相善」とあるから、京師の世家出身者の一党に闘争していた。古制リ儒家系の思想を奉戴するグループ

の一員である。こうして王鳳が王氏一族を背景として專制を強め、「故事」に拠る政治を遂行したが、これに対し、外朝にあつた古制派の官僚による批判は常に存在していたようである。

王鳳の没後、王音が繼承したものの、領尚書事を併任しなかつたので、鳳の如き專制権力を保持し得なかつた。他方、外朝の丞相には翟方進が就き、陳咸、朱博ら世家出身者を斥けている。従つて双方、その政治力量を減退させたと思われる。王商、王根とその後、王鳳の弟達が権力の位置を保持したが、成帝の晚期、綏和元年に三公制が成立する。これは儒家的思想が官僚制内に次第に浸透した結果である。内朝を基盤とする外戚、宦官らの專制政治は古制の政治体制成立によって次第に力を弱化させていった。

哀帝代、紅陽侯立の事件に連坐して斥けられていた朱博は京兆尹に戻り、次いで大司空に就いたが、名号を旧來の御史大夫に戻すよう求め、帝の嘉納する所となつた。抑々、成帝代に何武が「天三光、備三公官：宰相之材不能及古、而丞相獨兼三公之事、所以久廢而不治也、宜建三公官」（漢書卷八十三 朱博）と上奏し、「於是、上賜曲陽侯根大司馬印綬、置官屬、罷票騎將軍官、以御史大夫何武爲大司空：以備三公官焉」（同前）と一旦、三公官配置の措置がとられたが「議者多以爲古今異制、漢自天子之號、下至佐史、皆不同於古而獨改三公、職事難分明、無益於治亂」（同前）との反対が多かつた。その後、二年余り経て朱博が大司空に就き上奏する。すなわち「高皇帝：立鴻臚、置御史大夫、位次丞相、典正法度、以職相參總領、百官上下相監臨、歷載二百年、天下安寧、今更爲大司空與丞相同位、未獲嘉祐、故事選郡國守相高第、爲中二千石、選中二千石爲御史大夫、任職者爲丞相、位次有序、所以尊聖德、重國相也、今中二千石未更御史大夫而爲丞相、權輕非所以重國政也、臣愚以爲大司空官可罷、復置御史大夫、遵奉旧制、臣願尽力以御史大夫爲百僚率、哀帝從之。迺更拜博爲御史大夫、大司馬喜免、以陽安侯丁明爲大司馬衛將軍、置官屬、大司馬冠号、

如故事、後四歲、哀帝遂改丞相爲大司徒、復置大司空、大司馬焉」とある。

何武の提案に基いて、帝は王根に大司馬の印綬を与え、官属も置いたが、兼職していた票騎將軍官はこれを除いた。漢書卷十九下、百官表の綏和元年にもこのことは同様、記されているが、その王先謙による注では「是歲大司馬始置官屬」とあって、軍政の管理のため具体的に所掌の官吏を配置したことであり、旧来、將軍と兼職で機能していたのを独立の官衙としたものであった。それと同時に將軍として、兵を直接把握することは切り離されたこととなる。

朱博の奏言の方をみると、三公制を置くと大司空と丞相は同等になり、官の位次に差異が無くなつて、丞相の権威は相対的に低落する。従つて大司空官を罷めるべきだと述べているのである。こうして一旦は旧制度に復帰した。しかし、「後四歲、哀帝遂改丞相爲大司徒、復置大司空、大司馬焉」(漢書卷八十二、朱博)とあり、本紀には「(元

壽二年)五月正三公官分職、大司馬衛將軍董賢爲大司馬、丞相孔光爲大司徒、御史大夫彭宣爲大司空、封長平侯、正司直、司隸、造司寇職」(漢書卷十一、哀帝紀)とあつて、三公官が定められた。

こうして古制に拠る何武、翟方進と故事を保守する朱博とが対立する状況が成帝から哀帝期にかけて生じてゐる。「前丞相方進奏罷能刺史、更置州牧秩真二千石、位次九卿、九卿缺以高第補、其中材則苟自守而已、恐功效陵夷、姦軌不禁。臣請罷州牧置刺史如故。奏可」とあるのがその一例である。方進が州牧を置くことを求め、朱博が刺史を故のごとく置けという具合である。その政治の争いの背景としては次第に、儒家的官僚制へと傾斜しながら、武帝以降の專制支配への各帝の欲求を源に、右の流れを抑止する試みが帝の側近の臣によつてなされてゐる。彼らの拠りどころは既述のように、武帝以来の故事なのであつた。

5 故事と決事比

漢書卷二十三、刑法志に「至孝武即位：徵發煩數、百姓貧耗、窮民犯法：於是、招進張湯、趙禹之屬、條定法令：律令凡三百五十九章、大辟四百九条千八百八十二事、死罪決事比萬三千四百七十二事、文書盈於几閣、典者不能偏睹…」とあり、武帝の財政政策の影響で犯罪が多発し、對應の爲の律令以下の規定がその数を増した点を記している。右引用文中に決事比があり、最も数が多い。具体的に事件を処理する場合、この決事比が多用されていたことがわかる。禮記王制篇の注によれば、「已行故事曰比」とあるよう、故事に基いて判断するのを「比」と云つており、この比を以て事を決するのである。成帝の河平年間に「下詔曰、今大辟之刑千有余條、奇請他比、曰以益滋」とあり、顏師古の注に「比、以例相比况也、他比、謂引他類、以比附之、稍增律條也」とある。

右によれば決事比は重罪の処理に類例を以て処断するものである。「故事を行なう」の故事は刑罰のそれをここでは指している。本稿で最初に挙げた「表」での故事は犯罪に限定されず、より廣汎闊の問題に故事が演用されているのをみることができる。法令で規定される範囲を超えた風俗、習慣までも故事によつて判断が下される。いわば伝統的社会の慣行の遵守である。

6 結び

浜口重國氏はかつて天子の家人は庶民であり、士人は漢家と規模の点で小さいが等質の家構成を持っており、そこから官人として立身するにされ、漢帝国はその意味では強大な専制構造を持つてはいないと

述べる。尾形勇氏は官人は皇帝に對して臣を称した点で、兩者の関係は主と奴婢に類比できると考え、士人は私家より出身して公的な臣、官人となると解した。

右、先行する見解に対し、私見では君主の二重性の視点から、次のように考える。天子にとって、まず、私家より出身した士人は客として扱われ、次いで、郎より転じて官に移り、天子の故吏として、皇帝直属の官僚になるという経過をたどる。こうして、皇帝を頂点とする臣が縦軸に排列される官僚制構造が成り立つ。皇帝と天子は現実には同一人であるが、前者は外朝を、後者は内朝を統轄する君主として立ち現われ、その間には一種の緊張関係があつた。すなわち、前者は儒家的合理性を、後者は血縁性に基く非合理性を原理として保持していたからである。

漢代前半期は官僚制形成と血縁団体の抑制が目指され、後半期は血縁による人間関係が拡大して、官僚制と融合しつつ同時進行するのが、この期の政治動向である。

こうしたなかで、本稿主題の故事はどのような機能と作用を持つのであるか。本文でみてきたように、故事は武帝期の内朝に由来して展開する政策を指す場合が比較的多く、それを專制的政治体制を希求する官僚が依るべき規範として利用し、これに反対する官人が儒家的色彩の濃い古制を以て批判しているのである。祭祀をめぐる対立、三公制をめぐる問題などが政争として論議されている。もつとも故事は右のように直ちに政治に直結するだけでなく、より広い社会的慣習のフィールドにも規範として作用する。封侯の場合の戸数千戸以下や二千石賜告の場合の例示、徳行に対する褒賞の内容など、故事としてそれが援用されるケースが多くある。かように中国古代社会の進展のかで、古制は伝統として作用し、故事の強調による急激な変化に対し緩衝剤として機能したと思われる。

(1) 注

拙稿「前漢代、内朝の血縁集団」、別府大学大学院紀要2、一〇〇年八月。六節参照。